

第4回米子市下水道事業運営審議会 会議録

- 開催日時 令和7年12月19日(金) 午後3時00分から午後5時00分
- 開催場所 米子市上下水道局 大会議室(3階)

○出席者

委員(敬称略・順不同)

深田 美香、港 英明、木村 昭代、先灘 達也、鷺見 渉、徳岡 広昭

長田 朱里(欠席者 青砥 美咲、生田 貴一、河本 六美)

米子市上下水道局

下関上下水道事業管理者、石田岳副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、羽柴経営企画課財務担当補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐、松本下水道施設課施設維持担当課長補佐
(事務局)白須総務課総務担当課長補佐、森井総務課係長

○日程

2 議事

- 1 第3回審議会概要について
- 2 使用料の試算について
 - ・シミュレーション
 - ・公衆浴場汚水及び温泉汚水
 - ・改定率について

3 その他

- 公開又は非公開の別 公開
- 傍聴者数(報道関係を除く) 1名
- 会議資料の有無 有

○お問合せ先

米子市上下水道局 総務課総務担当 【電話】0859-32-6112

議題1 第3回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について (事務局)「資料 R7-25」参照

11月13日に開催した第3回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について、資料R7-25をもとに確認した。

議題2 使用料の試算について

○シミュレーション

(事務局)「資料 R7-26」及び「資料 R7-27 修正」参照

下水道使用料(一般汚水)を現行から15%改定した場合の試算として3つのシミュレーションを説明した。

- ・ケース1～3共通の条件として、使用料改定による収納率の低下及び節水意識の向上による収入額の減少は考慮していないこと並びに、令和6年度実績を基にした試算であることを説明。
- ・ケース1については、水量区分ごとの改定率がほぼ一定であること、少量使用者と大量使用者の改定率が抑えられていることを説明。
- ・ケース2については、50～90 m³の改定率が他のケースに比べて低いこと、大量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、節水によって低層の水量区分に移りやすいことを説明。
- ・ケース3については、少量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、幅広い使用者に負担を求めるため、節水等による使用水量の増減の影響を受けにくいことを説明。

○公衆浴場汚水及び温泉汚水

(事務局)「資料 R7-28」、「資料 R7-29」及び「資料 R7-30」参照

下水道使用料(公衆浴場・温泉汚水)を現行と同じ完全従量制として、現行から15%改定した場合の試算について説明した。

- ・公衆浴場は、公衆衛生や生活水準の維持のため、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることを説明。
- ・温泉(水)は、本市の観光産業の基幹をなすものであり、政策的に一定の配慮が必要であることから用途別使用料制とし、処理経費の一部を公費負担(一般会計繰入金)していることを説明。
- ・公衆浴場・温泉汚水の現行の使用料体系が1m³当たりの使用料単価による完全従量制であること、完全従量制を維持したまま一般汚水の改定率と同じく現行から15%改定した場合の試算として、1m³当たりの使用料単価及び使用料収入見込み(令和6年度実績ベース)を説明。
- ・一般汚水及び公衆浴場・温泉汚水の下水道使用料を現行から15%改定した場合、令和9～11年度の財政収支バランスが取れることを説明。

○改定率について
(事務局)「資料 R7-31」参照

前回の審議会で 15% の値上げを前提とせず、条件的段階的な改定等について検討をして欲しい旨の意見があつたことから、段階的な改定の試算について説明した。

現行の場合と令和 9 年度に 15% に改定した場合、令和 9 年度と令和 10 年度で段階的に 15% の改定を行った際の財源不足の比較表となっている。令和 11 年度までの単年度収支の赤字解消のみを考えるのであれば、少なくとも令和 9 年度は 8% の改定が必要になる試算となっている。その場合、令和 14 年度の欄を見ると、累積赤字が令和 9 年度に 15% 改定した場合の 3 倍以上となってしまう。そうなると、経営努力でそれを解消するのは、更に困難となる。それを踏まえて一度で改定するのか、段階的に改定するのか意見をいただきたい。

2 質疑応答

[議題1 第3回審議会概要について]

…異議なし…

[議題2 使用料の試算について]

(1) シミュレーション

(委員)

資料 R7-27 修正の説明の部分を各ケースの特徴を詳しく解説してほしい。

(事務局)

資料 R7-26 従量使用料の表ケース 1 は、現行からの改定率が、ほぼ 15% 近辺で統一されているため、どの水量区分でも同じような負担となる。

ケース 2 は、水量区分 17 立方メートルから 100 立方メートルまでの区分を現行の二つから四つに細分化した。2 ヶ月当たり 40 立方メートルの場合に現行の料金に比べて改定率が 19.38% となり、ボリュームゾーンのところに対して負担感が大きくなる。

その一方、50 立方メートルから 100 立方メートルのところが、15% を切って、水量区分によって負担の不公平が生じる。17 立方メートルから 100 立方メートルまでの区分を細分化した関係で、節水傾向が進むと、下の従量料金のその単価の方に移行しやすいため、使用料収入にも影響を大きく受ける可能性がある。

ケース 3 は、従量料金を 1 立方メートルから 16 立方メートルまでの区分を新設することで、20 立方メートルや 30 立方メートルの少量使用者の方にとって負担感が大きくなる。一方で節水等の影響を受けにくく、幅広い層に対し使用料に応じた負担となる。

(委員)

上水道は、基本料金があるか。

(事務局)

上水道は基本料金がある。現行の下水道使用料の水量区分と同じ。仮にケース 3 になると、水道料金と水量区分とは異なってくる。

(委員)

基本水量が下水道使用料はゼロになるが、上水道使用料は 16 立方メートルのままという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

ケース 1 かケース 3 が良いと思う。ケース 3 は、水を使った分だけ従量料金が変わってくる形で、平等な形だと思う。

まず基本料金というのは、基本水量までは料金が変わらないから、水道や下水道の接続を普及していく考え方がありスタートしたものだと思う。

現在、上下水道が普及した中で、基本水量がなく、使用したものについて料金がかかるという考え方が、一番平等。さらに従量料金は水量区分が下に移行していけば、料金も高くなるという遅増型を一律にするというのが一番公平な仕組みだと考える。ケース3が使用料に応じて料金を支払うという一番平等な形。現行と比べると、10立方メートルから20立方メートルの方の負担が約20%アップするため不公平感があるようには見えるが、そもそもこのケース3の形が平等な気がする。ただ、上水道との兼ね合いや、少量利用者を考慮してみんなで負担するということであれば、ケース1も良いと思う。

ケース2の水量区分を増やすというのは、一番平等という観点から離れる。基本水量があり、水量区分を増やすと要は多く水を使用する人の料金高くするのが遅増型、水を多く使用するところは汚水の水質がよくないという考え方もあるが。使用量が多いので、料金も多く払うという考え方でもないのでは。

一律に上げるか、基本水量をゼロにするかというケース1か3が良いと思う。正直決めきれない。こういった議論になるとケース1に収束していくイメージがある。

ケース3の基本料金ゼロになると、空き家を持っている人は料金の負担が増えない。そういう視点で見ると、ケース3は良い案。

(委員)

上水道と水量区分が変わることは、問題はないか。

(事務局)

以前下水道使用料において、水道料金等の水量区分が違う時代はあった。現行の基本料金は、水道料金と下水道使用料とともに0立方メートルから16立方メートルは同じということで料金の把握がしやすい。

(委員)

下水道事業当局の考えは。

(事務局)

しっかり審議会で議論してもらうのが前提。前回令和3年10月に改定の際、説明がしやすいというのが非常に有難い部分であった。1ヶ所だけ改定率が違ったところがあると、その部分を説明していく必要がある。誘導するわけではないが、ケース1であれば説明対応がしやすいと思っている。

(委員)

ケース1の場合は、一律15%上がるということでわかりやすい。ケース3になると「15%平均で上がりました」それから「区分を変更しました」という二つの変更点がある。その部分の説明の仕方で工夫が必要。資料R7-26の図の8で件数が多いのが、0立方メートルの使用者。使用料金で多いのが40立方メートルから50立方メートルで、どちらを優先するか。困られている件数が多いという観点で考えると、ケース3が良いと思う。

(委員)

ケース1とケース2だと、水を使わない人の料金も増える。人口が減ってくる中で、基本

料金が高いと安定した収入を得ることができるメリットがある。今後、米子市も人口減少となる中で、下水道の安定した収入を得ることができる。

(委員)

議論が難しいのは、どの立場で考えるかというところ。基本使用料が上がることは、安定した収入につながる。区分を変更するというのは、説明がしにくい。使用した分を払うという公平性の面では、ケース3が良い。ただ、少量使用者の方の負担感が大きくなるところが気になる。

(委員)

ケース1だと使用水量別使用料10立方メートルのところが3,212円だがどういった計算になるか。

(委員)

料金表は税抜き、使用水量別使用料は税込み表示となっているのでは。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

現行の制度において著しく合理性を欠くことはないと考えるので、現行と近いケース1が良いのでは。ケース3は20~30立方メートルの部分の改定率が非常に大きい。合理的必要性も含めた部分に疑問を感じる。ケース1が非常にいい制度と考え、推薦したい。

9月の新聞で出雲市が、2024年度と2025年度に下水道料金を18%上げる情報が出ていた。当局の方でこれを米子市のシミュレーションに当てはまる部分も含めた資料はあるか。

(事務局)

本日は準備していない。

(委員)

2024年度2025年度で18%、2年続けてという数字が出ていた。類似都市としては、非常に参考になると思う。

(委員)

各委員の意見を集約すると今回に関しては、ケース1で進めていくということで良いか。

…異議なし…

(2)公衆浴場汚水及び温泉汚水

(委員)

公衆浴場の入浴料の上限が決められていると思うが、15%の改定が適正かどうか気になる。皆生温泉、旅館は入浴料をある程度裁量をもって改定ができるが、公衆浴場の方はどうなのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

(事務局)

公衆浴場と温泉汚水と同じ料金単価を設定している。一般汚水を同じく15%改定をするとしたとき、公衆浴場と温泉汚水も増額の改定をする。公衆浴場は、鳥取県が統制額で入浴料金が抑制されている。また低廉な料金で公衆衛生の維持という公共的な目的がある。公衆浴場を運営されている事業者に対し、どのような影響が及ぶのかといったシミュレーションはしていない。

(事務局)

公衆浴場について補足する。米子市は、米子湯と日の出湯が現在経営されているが、非常に経営が厳しいというニュースを見聞きする。市民が使用する施設で公衆衛生に資するということで、市の支援をどこの資金で行うかという話になる。下水道使用料は、一般的の使用料より低い単価に設定し支援している。また市の公衆衛生に係る部門から補助金が出ている。経営に関しては、補助金を十分活用してもらいたい。

(委員)

燃料費等が非常に高騰している中で、補助金があるから温泉汚水と同様に改定するというの議論として強引に感じる。

(委員)

公衆浴場と温泉汚水の使用料単価を違う単価にすることはできるか。同じ単価でないといけないのか。

(事務局)

本日用意した資料は、一律公衆浴場と温泉汚水とともに15%の改定の試算になる。温泉汚水と公衆浴場の公衆衛生という立ち位置に配慮した料金設定、シミュレーションすることは可能。但し、資料R7-30では、財政収支の取れる「現行通り15%増額」を目標値に対して、一般汚水、公衆浴場、温泉汚水の15%増額したとき数千円のプラスになる状況。黒字を維持した状態で、公衆浴場の料金単価の部分にどれだけ配慮ができるか再度シミュレーションして改めて提案をしたい。

(委員)

「温泉汚水はどの使用量でどのくらいの料金なのか」と「公衆浴場がどのくらいのボリュームなのか」次回詳しく説明してほしい。

(事務局)

シミュレーションは次回提示させていただく。

検討事項として「公衆浴場、公衆衛生という政策を下水道料金で賄うべきなのか」「下水道使用者が負担して公衆浴場の経営を助けるべきなのか」といった考え方について議論いただきたい。公衆衛生の部分は、一般政策として「市が税金を投じて経営の支援をするべき問題なのか」それとも「下水道使用者だけがそれを負担すべきなのか」というところもある。当局は公営企業会計で、独立採算制であることから妥当性のある負担を各使用者にしていきたい。公衆衛生の部分は一般会計の中で対応すべきものではないかという考えを持っている。

(委員)

公衆浴場の件数は、3件ぐらいと思っている。件数が3件程度で、他の下水道料金と同様にというのは非常に不合理に思う。先程の上下水道事業管理者の話も考慮しながら検討していただきたい。

(3) 改定率について

(委員)

個人的には段階的に上げるより、一度に上げた方がいいと考える。資料R7-31の一番下のシミュレーション、令和9年度に15%増額し、6年間で見ると令和14年度にマイナス7,100万円になって終わる。前回の審議会で累計の利益剰余金が10億円ほどあるという話だった。利益剰余金の水準について、最低限3億円あればという見解だったので、7億円減少してもまだ余裕がある。毎年赤字を出していくことは下水道事業経営としてよくない。7億円減るまで料金改定をしないという話ではない。物価上昇や人口減少が見込まれる中、早い時期に高い改定をした方が将来世代の負担が軽くなるのではないか。今後、物価上昇や金利の上昇があり、今の推計より悪くなることも考えられるため、3年後に料金改定の審議をすべきと思う。

(委員)

資料R7-31の表の考え方で、令和12年度改定がないものとして試算するとあるが、物価が年々上がっていくことは避けて通れない。令和12年度に再度見直しということはあると思う。物価高騰への対応に苦慮している事業者や一般使用者に一度の負担とならない形での考えが良い。段階的に令和9年度に8%、令和10年度に7%の増額の割合が一番妥当ではないか。

(委員)

資料R7-31は15%の改定ありきで検討した表だと思う。行政の事務手続きは大変である。使用料の金額より使用料が上がったという印象の方が残りやすい。令和14年度に7,000万円赤字になったとしても繰越利益剰余金は3億円以上ある状況。この資料は、改定率15%にするために数字を調整して作成された資料であるため、この資料をもって改定していくというものにあてはまらないので、違う資料が必要。

(横木課長)

この件に関して、この場で結論を出すことは難しいため、温泉汚水と公衆浴場の件と併せて次回に持ち越しとし、再考することとした。

(委員)

その他資料を示すことは可能か。何かそれぞれのメリットとデメリットが検討できるような観点の資料を提示してほしい。

3 その他(事務連絡)

(事務局)

次回、第5回米子市下水道事業運営審議会は令和8年2月上旬の開催を予定する。